

(2) 県の関与等の特例効果

知事の監督を要する事務の一部について、監督を受ける必要がなくなり、又は代わりに直接国の大臣の監督を受けるようになるため、事務処理の迅速化や市の意思を直接国の大臣に伝えることができることになり、より自主自立的な行政運営ができるようになります。

知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督を受ける必要がなくなり、又は知事の監督に代わり直接国の大臣の監督を受けることになるため、事務の効率化や市の意思を直接国の大臣に表明でき、より自立的な行政運営が可能となります。

【知事の関与を要しなくなるもの】

(例)

児童福祉や障害者自立支援に関する事務

(地方自治法施行令第 174 条の 26 第 8 項、第 174 条の 32 第 5 項)

- ・ 障害児童相談支援事業や障害福祉サービス事業の制限又は停止についての知事の命令を要しなくなります。

社会福祉事業に関する事務

(地方自治法施行令第 174 条の 30 の 2 第 3 項)

- ・ 社会福祉事業についての知事の検査及び調査を要しなくなります。

土地区画整理事業に関する事務

(地方自治法施行令第 174 条の 39 第 4 項)

- ・ 換地計画又は換地計画変更の知事の認可を要しなくなります。

【直接国の大臣の関与となるもの】

(例)

身体障害者の福祉に関する事務

(地方自治法施行令第 174 条の 28 第 6 項)

- ・ 身体障害者更生援護施設の事業の停止又は廃止の命令

生活保護に関する事務

(地方自治法施行令第 174 条の 29 第 6 項)

- ・ 保護施設の設備又は運営の改善、事業の停止及び保護施設の廃止についての命令

地方交付税に関する事務

(地方交付税法第 17 条の 3 第 1 項、同法施行令第 3 条)

- ・ 地方交付税の算定に用いた資料についての検査

